

「2017年度青年研修中南米（西語）/地域における観光振興」  
コースに係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所（以下「JICA二本松」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式1もしくは様式2）の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた観光分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、観光振興に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、会津若松市国際交流協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA二本松所管地域において、観光分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

- (1) 業務名：2017年度「青年研修中南米（西語）/地域における観光振興」コース研修委託業務
- (2) 担当部署：JICA二本松 業務課
- (3) 案件内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修期間：2017年10月中旬から10月下旬まで（予定）
- (5) 履行期間：2017年9月下旬から11月中旬まで（予定）
- (6) 研修実施場所：JICA二本松所管の福島県を主とし、必要に応じ研修旅行（県外を含む）を実施

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件：

- ① 公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務所取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。  
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、再生計画または再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり取り扱います。
  - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下、ア.～ク.の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。  
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2017年8月18日（金）17:00まで
	提出場所	JICA 二本松 業務課
	提出書類	下記「※提出書類について」に記載のとおり。
	提出方法	持参又は郵送による。上記提出期限必着。 ※郵送の場合は配達記録が残るものに限る。 ※持参の場合は、平日10:00から17:00まで上記提出場所へ持参。
(2) 審査結果の通知	発送日	2017年8月23日（水）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 二本松 業務課
	請求方法	持参又は郵送による。提出期限必着。 ※郵送の場合は配達記録が残るものに限る。 ※持参の場合は、平日10:00から17:00まで上記提出場所へ持参。
	請求締切日	2017年8月30日（水）
	回答発送日	2017年9月6日（水）
	回答方法	郵送

#### ※提出書類について

##### A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式3）

## B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 財務諸表（直近 1か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式3）

## 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
  - (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
  - (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
  - (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
  - (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差替え及び再提出は認めません。
  - (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3.（3）を参照ください。）
  - (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
  - (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
  - (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (10) 契約保証金：免除します
  - (11) 共同企業体の結成：認めません。
  - (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。
  - (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知ください。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
- ①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

(ア) 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

(イ) 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## ②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

(ア) 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

(イ) 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

(ウ) 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

(エ) 一者応札又は応募である場合はその旨

## ③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

## ④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

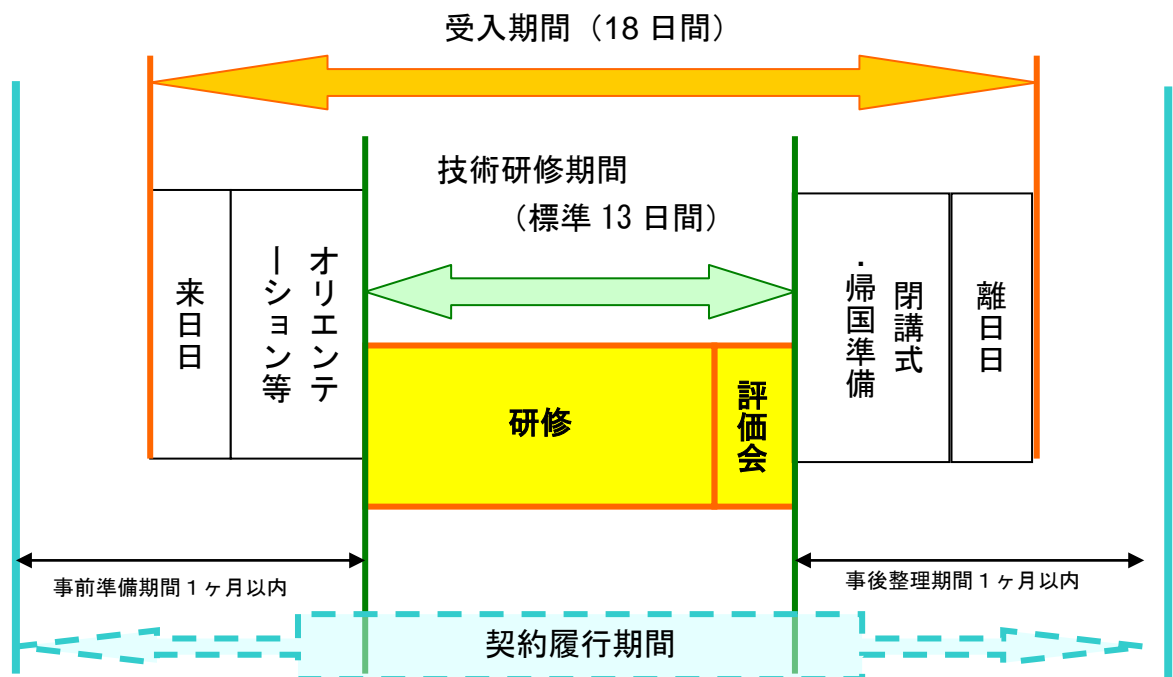
以上

## 「2017 年度青年研修中南米（西語）/地域における観光振興」コース 研修委託契約業務概要

### 1. 青年研修事業について

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20 歳～35 歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICA が先方政府との調整等全体管理を行います。日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができ、かつ海外からの研修員受入経験等を有する NPO、公益法人、大学及び自治体等の団体が、JICA との業務委託契約を締結することにより、実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、実習のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成されます。委託契約による研修プログラムの期間は標準 13 日間です。



## 2. 当該研修コースの概要

### (1) 研修コース名：

2017年度青年研修「中南米（西語）/地域における観光振興」コース

### (2) 履行期間：9月下旬～11月中旬（予定）

### (3) 技術研修期間：10月中旬～10月下旬（予定）

### (4) 研修員

#### ① 定員：10名

#### ② 研修対象国：中南米地域

エルサルバドル、キューバ、ドミニカ共和国、パナマ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス

#### ③ 研修対象組織・対象者：

観光開発に関わる行政官・団体職員・民間企業代表者

### (5) 研修目的（案件目標）

将来のリーダーとして地域の観光開発を担う青年層の知識と意識の向上

### (6) 案件の背景（対象国のニーズ等）

地域開発・地方開発において、観光振興・開発の有用性を理解している行政官が少なく、各地域の観光資源のポテンシャルも適切に把握されていない。また、観光資源を活かした地域の観光開発手法も良く理解されていない。

本青年研修コースでは、日本における地方の観光開発を通じた地域開発の取り組みを中心とした基本的な知識を学ぶとともに、現場視察、関係者との意見交換等を通じ当該分野にかかる日本の経験または社会の背景等を学び、既存観光資源の把握、観光開発手法を理解する行政官が増え、観光開発を担う人材が準備されることが期待される。

## 3. 委託業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修員及び同行者の移動に関する手配
- ③ 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ④ 研修員選考への協力
- ⑤ 当機構、その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席

⑩ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書等の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認・手配
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- ⑤ 講義等実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書及び経費精算報告書の作成

(5) 留意事項

- 当機構は、本研修コース実施にあたって、西語の研修監理員を配置予定  
です。研修監理員は講義及び演習・実習並びに見学・研修旅行時の通訳、  
引率等をします。
- 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能  
性もあります。

以上



\*全省庁統一資格を有している場合\*

様式1

2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
二本松青年海外協力隊訓練所 契約担当役  
所長 洲崎 毅浩 殿

提出者 〒  
住所  
団体名  
代表者役職・氏名 ⑩  
担当者 所属・役職・氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL  
FAX

2017年度青年研修「中南米（西語）/地域における観光振興」コースに係る公募  
において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1. 法人概要

\*法人概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

2. 応募要件に関する記述

\*公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

\*サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

2017 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
二本松青年海外協力隊訓練所 契約担当役  
所長 洲崎 毅浩 殿

提出者 〒  
住所  
団体名  
代表者役職・氏名 ⑩  
担当者 所属・役職・氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL  
FAX

2017 年度青年研修「中南米（西語）/地域における観光振興」コースに係る公募  
において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1. 法人概要

\*法人概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

2. 応募要件に関する記述

\*公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

\*サイズ：A4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3. 付属書類（全省庁統一資格を有していない場合）

- 登記簿謄本（写）
- 財務諸表（直近 1 カ年分）（写）
- 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 誓約書

以 上

提出日：2017年 月 日

## 誓約書

独立行政法人 国際協力機構  
二本松青年海外協力隊訓練所 契約担当役  
所長 洲崎 毅浩 殿

2017年度青年研修「中南米（西語）/地域における観光振興」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所

法 人 名

法 人 番 号

役 職 名

代 表 者 氏 名

役職印

### 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア．競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合 にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ．役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ．反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ．競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、

若しくは関与している。

- カ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク．その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※ 1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※ 2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア．個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ．個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ．個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ．個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報という。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者という。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上